

瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針

令和3年7月

瀬戸市

1. はじめに

瀬戸市(以下、「本市」という。)では「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(計画期間:平成 26 年度～令和5年度)(以下、「基本計画」という。)」を策定し、循環型社会の実現に向けて「意識改革・協働」「発生抑制」「資源化」「適正なごみ処理」を基本方針とし、更なるごみ減量や3Rの推進に向けて様々な施策に取り組んできました。

しかし、本市の総ごみ・資源物排出量は、基本計画策定以降、減り止まりの状況が続いており、基本計画に掲げた目標の達成に向けては、更なる減量が必要です。

こうした状況を受け、基本方針を実現するための施策として位置づけている「家庭系ごみの適正負担の検討」につき、平成 31 年2月「瀬戸市環境衛生審議会(以下「審議会」という。)」において、「一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について」諮問し、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、令和3年3月に一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた適正負担及び住民の意識改革を進めるため、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年環境省告示第7号)に従い、一般廃棄物処理費の有料化の推進を早期に図られたいと、答申がありました。

この「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針」は、審議会における答申を踏まえ、本市の一般廃棄物処理費用有料化に向けた基本的な方針をとりまとめたものです。

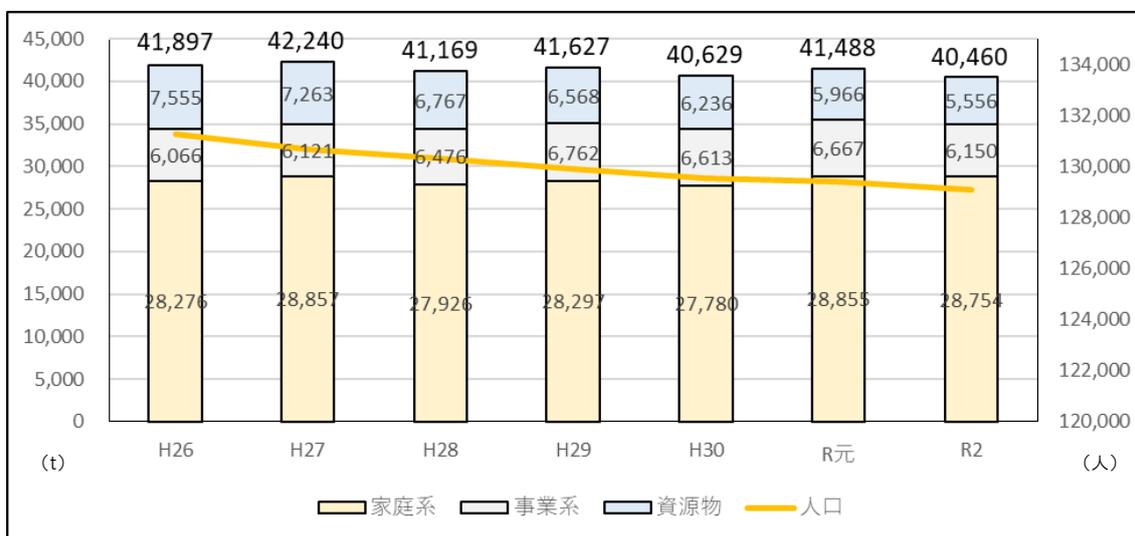
2. ごみの現状と課題

(1) ごみ排出量の推移

市で処理するごみ(一般廃棄物)は、生活から生じる家庭系ごみと事業活動から生じる事業系ごみに分けられます。

基本計画の計画期間における人口とごみ・資源物排出量の推移は(図1)のとおりであり、令和2年度は40,460tでした。家庭系ごみの総排出量では、平成26年度の28,276t、令和2年度は28,754tであり、増減を繰り返していますがほぼ横ばいの状況です。一方、本市の人口は年々減少しており、令和2年度は129,096人となっています。

また、家庭系ごみ1人1日あたりの排出量(資源物除く)の推移は(表2)のとおりであり、平成26年度以降は若干増加傾向にあることが分かります。



(図1)人口とごみ・資源物排出量の推移

*家庭系ごみには、市民が直接晴丘センターへ持ち込んだ量も含まれます。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
家庭系ごみ	28,276	28,857	27,926	28,297	27,780	28,855	28,754
燃えるごみ	26,787	27,199	26,324	26,790	26,169	27,181	26,919
燃えないごみ	926	929	853	926	978	1,021	1,130
粗大ごみ	563	729	749	581	633	653	705
資源物	7,555	7,263	6,767	6,568	6,236	5,966	5,556
事業系ごみ	6,066	6,121	6,476	6,762	6,613	6,667	6,150
人口(人)	131,269	130,676	130,298	129,900	129,550	129,410	129,096

(表1)人口とごみ・資源物排出量の推移(t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
1人1日あたりの排出量（資源物除く）	558	569	557	562	560	564	565

（表2）家庭系ごみ1人1日あたりの排出量（資源物除く）の推移（g/人・年）

（2）ごみ減量化の数値目標と実績

基本計画では、家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の数値目標を、令和5年度36,000tに設定し（表3）、これを達成するための参考指標として、家庭系1人1日あたりのごみ排出量（資源物は除く）を483g/人・日に設定（表4）しています。

数値目標に向けては、家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量は4,460tの減量が必要であり、家庭系1人1日あたりのごみ排出量（資源物は除く）は令和2年度の565g/人・日から82g、約15%の減量が必要となります。基本計画の目標を達成するためには、市民一人ひとりが家庭でごみの減量に取り組みることが必要不可欠です。

項目	目標値 （令和5年度）	実績 （令和2年度）
家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量	36,000 t	40,460 t

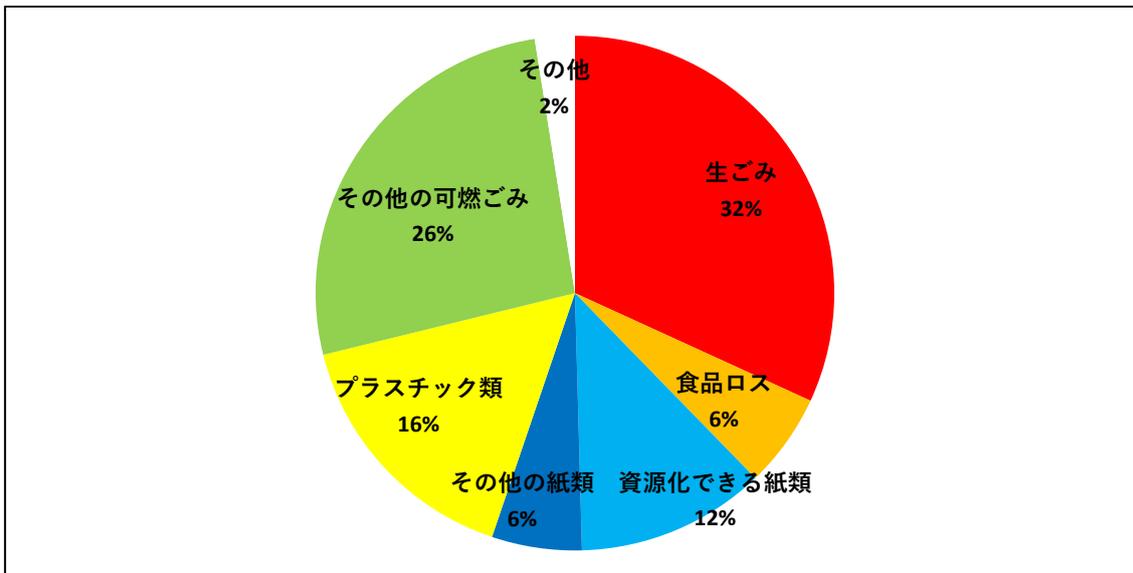
（表3）基本計画における数値目標と実績

項目	参考目標値 （令和5年度）	実績 （令和2年度）
資源化率 家庭から排出される不要物のうち資源物の割合	26.4%	17.3%
1人1日あたりのごみ排出量（家庭系＋事業系） 家庭及び事業所から排出されたごみ量（資源物は除く）	609g/人・日	741g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量	656g/人・日	683g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ排出量 家庭から排出されたごみ量（資源物は除く）	483g/人・日	565g/人・日

（表4）基本計画の数値目標に付随する参考指標と実績

(3)ごみの組成

平成 26 年度から令和 2 年度の燃えるごみの組成調査結果(過去7年間の平均)(図2)では、最も多いものが生ごみで 32%、その次にその他可燃ごみ 26%、プラスチック類 16%という結果でした。また、紙類が 18%であり、この中には資源化できる紙類が 12%含まれており、食品ロスは6%でした。



(図2) 燃えるごみの組成調査結果 (過去7年間の平均)

(4)ごみ減量化・資源化の施策の進捗と今後の見通しについて

基本計画の計画期間(平成 26 年度から令和 5 年度)における主なごみ減量化・資源化の施策の進捗と今後の見通しは、次のとおりです。家庭系ごみの適正負担いわゆるごみ処理費用の有料化については、資源回収品目の拡充と併せて計画期間内の実施を目標として進めてまいります。

1 意識向上・協働

施策	H26	H30	R5
市民・事業者への情報提供	行政情報番組を活用したPRの実施 「みんなの生活展」出展	せとまちアプリでのごみ出し日通知開始 瀬戸商工会議所 ニュースへの折込チラシ	事業者向けDM発送 ごみ減量市民説明会 市内公共施設でのポスター掲示 市HPにごみ減量ページを開設
排出抑制・資源化意識の向上に向けた取組みの促進	出前講座・分別指導の実施 地域清掃ごみ収集支援	地域主催リサイクルマーケットの マニュアル作成、支援開始	
環境教育・環境学習の促進	ボランティア清掃袋容量追加	広報での環境美化活動紹介	
家庭系ごみの適正負担の検討		環境衛生審議会での審議	具体的事項の検討 制度開始目標

2 発生抑制

施策	H26	H30	R5
家庭からの生ごみの減量促進	水切りアイデア募集・周知 エコッキング・エコツアーの企画・開催		食品ロス削減 広報啓発・チラシ配布
発生抑制の促進			容器包装の発生抑制検討
再利用の促進	資源リサイクルセンターの機能拡充 かえっこ陶器市開始	市内リユース事業HP紹介	

3 資源化

施策	H26	H30	R5
資源ごみ分別の徹底	資源リサイクルセンターでシュレッダーごみの受け入れ開始	雑かみでの禁忌品回収開始 ミックスペーパーへ名称変更 ミックスペーパーの分別徹底に関する啓発の実施（チラシ・環境学習など）	
あらゆる資源回収機会の活用 資源回収拠点の充実	集団回収へ奨励金交付	みんなのメダルプロジェクト参加 小型家電回収を強化 年末資源臨時回収事業の開始	
資源回収品目の拡充に向けた検討			プラスチックの資源化検討
ごみ出しルールの徹底	違反ごみの調査と排出者への注意 啓発看板の設置	分別辞書「へらせっと大辞典」 ホームページへ掲載開始	分別辞書の強化

4 適正なごみ処理

施策	H26	H30	R5
収集運搬計画	集積所の適正配置への対応		収集コースの見直し
中間処理・最終処分計画 近隣自治体との協力 市民・事業者への情報提供	民間リサイクル施設の活用検討 近隣自治体との連携 市民・事業者への情報提供		

(5)ごみ処理の課題

本市は、これまでごみ減量化・資源化に向けて、様々な施策に取り組んできました。「2(3)ごみの組成」調査結果から、現在の分別区分を徹底することで、資源化できる紙類と食品ロスを合わせた 18%について燃えるごみを減量できることが分かっており、ミックスペーパーの分別徹底と食品ロスの削減に注力して市ホームページや地域メディア、チラシ、ポスター等のあらゆる媒体を活用して市民へ減量の働きかけを行ってきました。

しかし、依然として家庭系の燃えるごみの中には資源化できる紙類等が含まれており、啓発の効果は目指すごみ減量には直結したとは言えない結果となりました。

また、本市のごみ処理は、尾張旭市・長久手市と同じく晴丘センターで実施していますが、2市のごみ量は減少傾向にあるにも関わらず、本市のごみは減り止まっています。晴丘センターの焼却施設は、約 10 年後には建て替えが必要であり、新しい焼却炉を建設するためにも、近隣市と並んでごみの減量を進めることが必要となります。

近年、資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、ごみの排出抑制は世界規模で重要な課題となっています。特に平成 26 年度以降減り止まりの状況が続いている家庭系ごみの排出量の削減に向け、確実にごみ減量を見込むことができる効果的な施策を検討することが急務となっています。

3. 一般廃棄物処理費の有料化について

(1) 有料化とは

市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。現在、本市指定袋は製品原価と流通コストのみの販売価格となっており、手数料を上乗せしていないため、有料化に該当するものではありません。

(2) 有料化の目的と期待する効果

一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25 年4月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に示される有料化の目的と期待する効果は次のとおりです。

① 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ(動機付け)が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できます。

② 公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかないです。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念されます。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できます。

③ 住民や事業者の意識改革

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待され、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待されます。

④ その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待されます。

(3) 有料化実施状況と効果

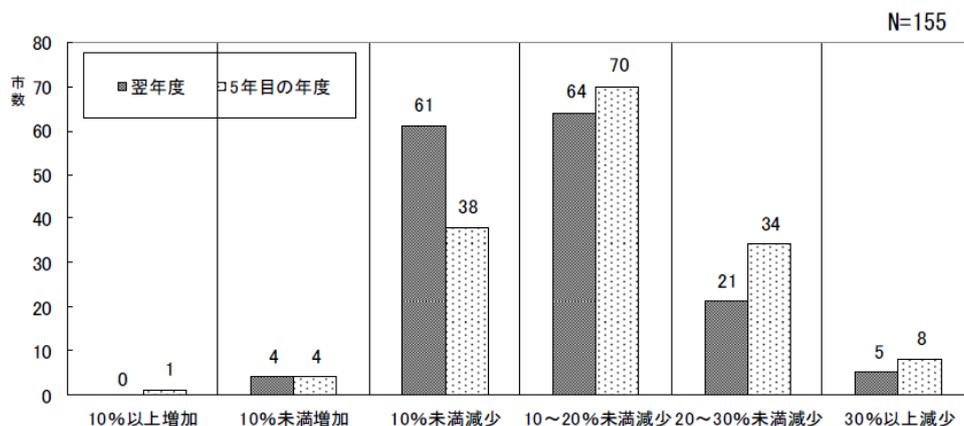
国は平成 17 年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、一般廃棄物処理の有料化を自治体の役割として推進すべき施策と位置付けています。

家庭系収集ごみ有料化の実施率は(表5)で示すとおりであり、全国の市区町村では64.3%で約3分の2の自治体が実施しています。愛知県内市町村の実施率は48.1%です。

区分	自治体数	実施自治体数	実施率
全国	1,741	1,120	64.3%
愛知県内	54	26	48.1%

(表5)家庭系ごみ有料化実施状況(令和3年4月現在)

有料化導入後の家庭系ごみ排出量の減量効果の結果を(参考)に示します。全国で家庭系ごみ有料化を実施した大部分の市区町村で減量効果がみられ、10%以上の減量効果が得られた市区町村が全体の約6割でした。また、5年経過後でも、リバウンドの傾向は見られず、有料化はごみ減量に継続的な効果があるという結果となっています。



(参考)有料化導入後の家庭系ごみ排出量の減量効果

出典:山谷修作(2018)ごみ減量プログラムの新たな展開と課題 都市と廃棄物 P41-50

注)2000年度以降に有料化を導入した155市について調査したもの

注)横軸は有料化導入前年度比での家庭系ごみ排出原単位の平均減量率

(4)減量施策としての有料化

有料化は、ごみの減量化・資源化率の向上などを目的として既に全国で導入されており、その結果からも、即効性があり継続的に減量効果を見込むことができる施策だということが確認されています。

「2(5)ごみ処理の課題」で記載したとおり、本市のごみ排出状況は、基本計画で掲げた様々な施策に取り組んできたものの減量が進んでいない状況であり、目標達成に向けて約15%のごみの減量が必要である家庭系1人1日あたりのごみ排出量(資源物は除く)は増加傾向にある状況です。

このような現状を踏まえてごみの減量を推進するためには、市民意識の改革に効果的な有料化は非常に有効な施策であり、基本計画に掲げた減量施策と併せて有料化を導入することで、計画目標の達成に向けたごみ減量を加速させることができると考えられます。

(5) 有料化の実施スケジュール

有料化の導入にあたっては、基本方針を基に詳細な「瀬戸市一般廃棄物処理費有料化実施計画(以下、実施計画という。)(案)」を作成し、パブリックコメントによる市民の意見を踏まえて実施計画を策定します。策定後、条例改正手続きや制度導入への準備期間が必要であり、また市民への十分な周知期間を設ける必要があることから、令和5年度中の有料化実施を目指します。



(表6) 有料化の実施に向けたスケジュール

4. 一般廃棄物処理費有料化実施にあたっての留意事項

有料化を導入することで、家庭ごみ排出量の削減や市民負担の公平化などが期待できますが、同時に市民の家計負担の増加や不法投棄に対する懸念などの課題も生まれます。

有料化を円滑に導入及び実施しごみ減量の効果を高めるためには、想定される課題の整理を行い、市民・事業者の理解と協力を得られる制度にすることが重要です。答申で示された留意事項は以下のとおりですが、今後検討を進める中で発生する課題も含め、具体的な対応を明らかにし、実施計画を策定します。

(1) 基本計画に掲げる施策の推進

ごみの減量化・資源化の拡大を図るためには、有料化の実施と併せて市民のごみ排出抑制を支援する施策を推進します。

特に、プラスチック製容器包装をはじめとした資源回収品目拡充については、積極的に推進していきます。

(2) 制度設計

社会情勢や本市の一般廃棄物の排出特性、家庭ごみ処理費適正負担調査等報告書(令和2年2月、瀬戸市)の結果等を踏まえ、制度設計を行います。

特に手数料の水準については、ごみの排出抑制及び再生利用の推進への効果や市民の受容性を考慮し、減免対象についても検討します。

(3)市民や事業者への周知・説明と啓発活動

一般廃棄物処理費用有料化の導入を円滑に進めるため、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。そのため、市民・事業者に制度導入の背景や目的について十分に説明し、理解、協力が得られるように努めます。

(4)不適正排出や不法投棄の対策

指定袋以外での不適正排出の発生や不法投棄の増加に対する対策を検討し、発生を未然に防止する対策を検討します。

(5)制度の効果検証及び見直し

有料化導入後もごみの排出量や再生利用の状況を確認し、定期的に有料化による効果の検証を行います。また、その効果を持続させることができるように、評価及び見直しを行うことを制度に盛り込みます。